

生駒市規則第 26 号

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則

(生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 1 条 生駒市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成 7 年 3 月生駒市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 30 条・第 31 条」を「第 30 条―第 32 条」に改める。

第 18 条の 2 第 2 項中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第 18 条の 3 第 2 項中「介護時間は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時間（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）」を「労基法」に、「部分休業の承認」を「同条第 2 項第 1 項に掲げる範囲内で請求する部分休業又は子育て部分休暇の承認」に改め、「ある日」の次に「の介護時間」を加え、「、当該」を「、1 日につき」に、「時間）」を「時間」に改める。

第 18 条の 4 第 2 項中「子育て部分休暇は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時間（労働基準法）」を「労基法」に改め、「第 1 項の規定による」の次に「同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する」を、「ある日」の次に「の子育て部分休暇」を加え、「、当該」を「、1 日につき」に、「時間）」を「時間」に改める。

第 31 条の次に次の 1 条を加える。

(条例第 19 条第 2 項の規則で定める期間)

第 32 条 条例第 19 条第 2 項の規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が 1 歳 11 か月に達する日の翌々日から 2 歳 11 か月に達する日の翌日までの 1 年間とする。

別表第 2 の 4 の項及び 17 の項中「年」を「年度」に改める。

(生駒市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第 2 条 生駒市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和 2 年 3 月生駒市規則第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 21 条」を「第 22 条」に改める。

第 15 条第 2 項中「、始業の日から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第 17 条第 2 項中「介護時間は、1 日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した 2 時間（」を削り、「による」の次に「同条第 2 項第 1 号に掲げる範囲内で請求する」を、「ある日」の次に「の介護時間」を加え、「、当該」を「、1 日につき」に、「時間）」を「時間」に改める。

別表第 1 の 10 の項中「年の」を「年度の」に改める。

別表第 2 の 6 の項中「又は疾病」を「若しくは疾病（予防接種又は予防接種による著しい発熱等の場合を含む。）又は通勤（生駒市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 47 年 10 月生駒市条例第 23 号）第 2 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病」に改める。

(生駒市職員の育児休業等に関する規則の一部改正)

第 3 条 生駒市職員の育児休業等に関する規則（平成 4 年 4 月生駒市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条に次のただし書を加える。

ただし、第 1 号及び第 3 号に掲げる場合において、失効し、又は取り消される育児短時間勤務の 1 週間当たりの勤務時間及び承認に係る期間の末日（当該育児短時間勤務が延長されている場合にあっては、延長された期間の末日）が、引き続いて承認される育児短時間勤務の 1 週間当たりの勤務時間及び期間の末日と同一である場合であって、文書の交付によらないことを適当と認めるときは、文書の交付に代わる適当な方法をもって当該書面の交付に代えることができる。

第 16 条の 2 中「非常勤職員であって、1 日につき定められた勤務時間が 6 時間 15 分以上である勤務日がある」を削る。

第 17 条の見出し中「承認」の次に「の請求、第 2 項申出及び第 3 変更の手続」を加え、同条第 1 項中「請求」の次に「、法第 19 条第 2 項の規定による申出（以下「第 2 項申出」という。）及び同条第 3 項の規定による変更（以下「第 3 項変更」という。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 3 任命権者は、第 2 項申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより第 3 項変更をしなければ条例第 20 条の 5 に規定する子の養育に著しい支障が生じるか否かを判断するため必要があると認めるときは、第 3 項変更をしようとする職員に対して証明書類の提出を求めることができる。
- 様式第 5 号を次のように改める。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第4条 給料等の支給に関する規則(昭和32年7月生駒市規則第3号)の一部を次のように改正する。

第4条の11第2項中「同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、職員の定年等に関する条例(昭和59年4月生駒市条例第5号)第2条の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他市長の定める事由が」を「次の各号のいずれかに掲げる事由(前条第1項各号に掲げる事由に該当する事由に限る。)が前項第1号に定める期間に係る最後の月の前月以前に」に、「が同号に定める期間」を「が当該期間」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 職員の定年等に関する条例(昭和59年4月生駒市条例第5号)第2条の規定による退職その他の離職をすること。
- (2) 専従許可を受け、育児休業法第2条の規定により育児休業をし、育児休業法第19条第1項に規定する部分休業(1日の勤務時間の全部について勤務しないこととなる場合のものに限る。)をし、大学院修学休業をし、自己啓発等休業をし、配偶者同行休業をし、派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、公益的法人等派遣条例第2条第1項の規定により派遣され、研修等のために旅行をし、又は休暇により通勤しないこととなること。
- (3) 勤務場所を異にする異動又は在勤する事務所の移転に伴い通勤経路又は通勤方法に変更があること。
- (4) 勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があること。
- (5) その他市長の定める事由が生ずること。

部分休業承認請求書

請求年月日 年 月 日			
(任 命 権 者) 殿			
請求者 所 属 職・氏名			
次のとおり部分休業の承認を請求します。			
1 請求に係る子	氏 名		
	続 柄 等		
	生年月日	年 月 日	
2 当初請求	請求内容及び期間	☐ ①1日につき2時間を超えない範囲内(第1号部分休業) ☐ ②1年につき規則で定める時間(10日相当)を超えない範囲内(第2号部分休業)	
		年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他()
3 変更請求	承認済内容及び期間	☐ ①1日につき2時間を超えない範囲内(第1号部分休業) ☐ ②1年につき規則で定める時間(10日相当)を超えない範囲内(第2号部分休業)	
		年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他()
	変更内容及び期間	☐ ①1日につき2時間を超えない範囲内(第1号部分休業) ☐ ②1年につき規則で定める時間(10日相当)を超えない範囲内(第2号部分休業)	
		年 月 日から 年 月 日まで	☐ 毎日 ☐ その他()
4 備 考	(変更の場合、第2号部分休業の残時間数があれば記載してください)		

注

- (1) この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師又は助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書又は養子縁組届受理証明書、事件が係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書又は証明書等)を添付すること(写しでも可)。
- (2) 該当する□には、レ印を記入すること。

附 則

この規則は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。